

米国における性犯罪前歴者等に係る対策の実態調査*

京都産業大学法科大学院教授 渥美東洋

桐蔭横浜大学法科大学院教授 宮島里史

1. 立法の契機と沿革
2. 連邦法により設定された最低限の要件
3. 情報の共有と全米性犯罪者登録制度への参加
4. 危険度査定 (リスク・ アセスメント)
5. 地域への通知 (community notification)
6. 措置入院命令 (civil commitments)
7. その他の方法
8. これまでの研究成果
9. 結論に代えて

1. 立法の契機と沿革

合衆国における性犯罪および性犯歴者に対する厳格で、統一的な規律は、3つの性犯罪をきっかけに始まった。ミネソタ州での11歳のジェイコブ・ウェッターリング、テキサス州ヒューストンの不動産販売員のパム・ライクナー、そしてニュー・ジャージー州での7歳のメーガン・カンカに対する殺人や傷害事件がきっかけであった。

1989年10月、少年ジェイコブ・ウェッターリングは弟と友人と共に自転車でコンビニからの帰宅途中、覆面銃を隠し持った男に停車させられた。その男はその自転車を溝に放り出し、

* 実態調査のためにアメリカ合衆国で現地調査を行うに当たり、ワシントンDCにあるFBI本部、ニュー・ジャージー州ウエスト・トレントンにあるニュー・ジャージー・ステイト・ポリース、そしてワシントン州オリンピアにあるWashington Association of Sheriffs & Police Chiefsで我々との面談のために貴重な時間を割いて下さった方々にお礼を申し上げる。そして、とりわけ警察庁生活安全課課長補佐青山彩子氏、CSOMのScott Matson氏、WSIPPのRoxanne Lieb氏、そしてワシントン州シアトル市警のBob Shilling氏には現地調査以前および帰国後もお世話になっており、ここに謝意を表したい。

地面に伏すように命じ、ついで、一緒にいた子供に、森の中に駆け込めと命じ、子供達は森の中に駆け逃げた。彼らが森に駆け込んだあと後ろを振り返ったが、その時にはジェイコブと男の姿はなかった。その後、ジェイコブは全くの行方不明になってしまった。捜査官は後になって、ジェイコブが住んでいた町(セント・ジョゼフ)には、刑の施設から釈放され、性犯罪者を収容するハーフウェイ・ハウスが複数あることを知ったが、この事実はこの地域の警察には知らされていない。ジェイコブの母親は、行方不明になっているこの子を捜す不屈の努力を払った。州知事は性犯罪者に対応する政府委員会(task force)の一員にジェイコブの母親を任命し、その政府委員会はミネソタ州が性犯歴者を今までよりも厳格に登録(registration)するのを義務づける法律を立法すべきだと勧告した。その後、ウェッターリング法(Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act)が制定され、その法律が1994年連邦粗暴犯規制及び法執行法(Federal Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994)の中にミネソタ法の要件を含むことにより、全米に、性犯歴者に自己の住所等の情報登録を義務づける制度を用意することが求められた。

パム・ライクナーは、空き家を買いたいと連絡してきた者にその家を見せようとしたが、その家で待ち受けていた者は前科2犯の重罪犯罪者であった。夫がその者の暴行を止めたため、彼女の命は守られたが、彼女はJustice for Allというテキサス州の被害者の権利擁護団体を作り、粗暴犯への重い罰を求めてロビー活動を行った。テキサス州選出のPhil Gramm上院議員とデラウェア州選出のJoseph Biden上院議員の助力により、性犯歴者を追跡する全米規模でのコンピュータのデータベースの作成を義務づける法律が制定された。この法律は彼女とその2人の娘が1996年のニュー・ヨーク州ロング・アイランド沖の飛行機の爆破で殺害されたことにちなんで、パム・ライクナー法(Pam Lychner Sexual Offender Tracking and Identification Act of 1996)と呼ばれており、この法律は上記1994年連邦粗暴犯規制及び法執行法(Federal Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994)を改正して、連邦捜査局(FBI)が全米規模での性犯歴者のデータベースを作成し、かつそのための最小限満足できる制度を維持できない州での性犯歴者の登録と地域への通知(community notification)の制度を取り扱うことを義務づけている。

メーガン・カンカは1994年7月、友人と遊んだあと帰宅しなかったために、両親が探し始めた。その後、連絡を受けた警察が一軒一軒聞き込みを行ったが、通りを隔てた真向かいの家に疑いが生じた。カンカの家族は知らなかったが、そこに住んでいた3人の男は全員性犯歴者で、刑務所で知り合った者達であった。警察の調査で、33歳の男が犯人として浮上り、身柄を拘束され、その後この者は、メーガンの殺害を自白した。この男は、幼女を含む性的暴行やその未遂で2

度有罪判決を受けていたが、この男は子犬を見せてやると言ってメーガンを誘い出し、強姦した上で、首を絞めて殺し、その体をおもちゃ箱に詰め込んで、近くの公園に捨てていた。この男は1997年5月に有罪判決を受け、死刑の宣告を受けた。メーガンの両親は、性犯歴者の地域への通知制度の確立を求めて、40万人以上の署名を集め、メーガンが失踪してから89日目に、全米で初めて、New Jersey州でメーガン法が誕生した。彼女の両親は更に、合衆国議会に連邦法の制定を求めてロビー活動を行い、1996年には50州全てにおいて危険な性犯歴者が近隣に移住してきたときには、そのことを親に知らせる地域への通知制度を作ることを義務づける連邦法が制定された。

この法律は、性犯歴者に対する法執行を助力し、性犯歴者の登録を義務づけ、登録情報を適切に公開することにより、有罪判決を受けた暴力的性犯罪者や幼児虐待者から国民を守ることを基本目的としている。他方で、この法律によって登録等の要件を義務づけるにあたり、州における制度の実施態様を制約することは意図されておらず、各州がそれぞれの制度を設ける際の最低条件を示しているだけである。従って、登録対象犯罪、登録期間、その他の事項に関するこの法律の規定は、その基本要件を含んで、更に包括的あるいは厳格な要件を、各州はその裁量によって定めることができる。この連邦法は、あくまでも各州を名宛人としたものであり、これにより直接性犯歴者に義務を課すものではない。パム・ライクナー法がFBIに全米規模での性犯歴者のデータベースを作成し、その維持を義務づけたが、FBIは各州がそれぞれの基準で定めた登録義務により得られる情報を、通知制度(notification)を利用して、全米に周知させる役割を負っているのみである。つまり、情報の橋渡しを行うのみで、上記法律の基本目的を達成する責任を負っているわけではなく、それはあくまでも各州に負わされている。

このように、合衆国における性犯歴者の取り扱いをめぐるのは、州で起きた事件が引き金になって、全米にわたる制度へと展開していったが、その展開にインパクトを与える権限を持つ連邦政府は、それを通して大きな役割を果たした。二重主権国である合衆国では、連邦と州との権限の配分をめぐる合衆国憲法制定当時から問題となっているが、性犯歴者の取り扱いに関しては、このような問題は起きていない。以下に説明する制度は、連邦の制度としてではなく、各州がその権限に基づいて作り上げた制度だからであるが、その前提には連邦法により定められたガイドラインとして、最低限の要件が定められ、その要件を充足しない州に対しては、刑事司法制度の向上を目的とする連邦補助金(The Byrne Formula Grant Funding Anti-Drug Abuse Act of 1988 (Pub. Law 100-690))の分配金の10%が削減されるという不利益が課される。¹

このようなインセンティブを与える間接強制ともいってよいような形で、合衆国全体として性犯罪者の取り扱いについて一定の基準を設ける必要があった理由は、このような制度が州により定められていたり、定められていないことになると、性犯罪者がこの制度を欠く州に移れば、更に同様の性犯罪を繰り返すことが可能となるため、その可能性を封じる必要が強いからである。凶器の入手が難しくなれば、衝動を抑えることができない性犯罪者は、その標的を幼い子供や力のない女性、高齢者に向けるようになるのは明らかである。州毎に性犯罪者の取り扱いの制度が存在したり、しなかったり、あるいはその内容が大きく異なると、政府が市民の安全を守り、犯罪を予防するという根本的な義務に格差が生ずるが、それは例えば、農業州が工業州がによって政策立法をどのようなものにするかというような問題とは根本的に異なるのである。そこで、次に連邦のガイドラインとして定められている内容がどのようなものかを概観する。

2. 連邦法により設定された最低限の要件²

1) 未成年の被害者に対する犯罪で有罪判決を受けた者あるいは性的粗暴犯罪 (sexually violent offense) で有罪判決を受けた者は、定められた期間、現在する住所を登録しなければならない。³ 収監施設から釈放されたり、仮釈放された者、監督付き釈放 (supervised release) がされた者、あるいは保護観察に付されている者については、最低 10 年間の登録義務がある。⁴ 但し、上記犯罪で複数の前歴があるか、これらの犯罪で加重事由のある犯罪で有罪判決を受けたことのある者、あるいは sexually violent predator (SVP) であると認定された者については終身の登録義務がある。⁵ この SVP にあたるか否かの判断は最終的には裁判所が行うが、それは性犯罪者の行動や治療の専門家、被害者の権利擁護者 (victim advocates) そして法執行機関の代表からなる委員会の勧告を考慮して下される。⁶ 性犯罪の再犯率は他の粗暴犯と対比して、そう高くないことが知られているが、一部の反復的に重大な性犯罪を重ねる者がいることが知られた結果、SVP という基準が採られることになっている。

2) 未成年者に対する犯罪については、以下に掲げる犯罪と同等あるいはそれより重い犯罪が含まれる。即ち、未成年者の誘拐や監禁 (いずれも親による場合を除く)、未成年者に対する犯罪に当たる性行為、未成年者に性行為に関わるように誘う行為、性を売り物とする興行で未成年者を使用する行為、未成年者に売春を誘う行為、元々未成年者に対する性犯罪となる行為、性に関係するわいせつ物 (Section 2251, 2252, or 2252A of Title 18) の作成あるいは配布を行う行為、もしくは、もし州が上記犯罪行為の未遂を犯罪とし、かつ未成年者の犯罪の中にこれらの未遂罪を含める場合は、それらの未遂罪が含まれる。犯罪者が 18 歳未満の場合は、上記行為が被害者の年齢故に犯罪となるときには、ここにいう犯罪にはあたらない。⁷

SVPとは、性犯罪で有罪判決を受けた者で、かつその者を predatory の性暴力犯罪に関わらせる、精神異常あるいは人格障害を持つ者で、その精神異常が他人の健康や安全を脅かす程度に、性犯罪行為を行わせるように、感情や意思能力に影響を及ぼす生来の、又は生まれてからその様な状態にある者をいう。predatory には、見ず知らずの他人に向けた行為、あるいは主として被害を及ぼす目的で人間関係を築いたり、強めたりする者が該当する。⁸

3) 登録手続

性犯歴者が刑期を終了し又は仮釈放により社会に出てきたとき、現在する住所を登録する義務は性犯歴者の善意にかかるのではなく、関係機関の職員の積極的な関与が要件となっている。性犯歴者が釈放される場合、刑務所係官、裁判所、その他の責任のある職員は、その者に登録義務があることを告知し、登録に必要な情報を入手しなければならない。⁹ 更に、住所変更をしたときの登録義務、他州に移り住んだときに、現在する州に住所変更を伝えるだけでなく、新しく移り住む州での登録要件に従う義務、そして14日を超える期間、あるいは年間を通じて30日を超える期間、就業にせよ、奉仕活動にせよ、あるいは政府の業務や学業のためにせよ、その様な活動を行う州でも登録義務があることを告知する義務がある。¹⁰ この登録には、性犯歴者による再犯の懸念や性犯歴者を自分たちのコミュニティに組み入れる努力にとって不可欠だと考えられるとの目的に加えて、政府や社会の性犯罪への関心を高める目的がある。

次に、上記職員は、登録のきっかけとなる犯罪と関連して指紋と写真が採取されていなければ、それらを採取し、性犯歴者にその者の義務が説明されたことを確認する書面を読ませ、署名をさせなければならない。更に、SVPについては、上記係官は、その性犯歴者の氏名、人物を確認する事項、将来住むと思われる住所、犯罪歴、そして精神異常や人格障害のために受けた治療歴を示す文書を取得しなければならない。

4) 情報の確認

未成年者に対する犯罪およびSVPで有罪判決を受けた者については、少なくとも1年に1回は、住所の確認をしなければならない。¹¹ また、SVPであると判断された者については、初めて釈放された日あるいは仮釈放された日から90日毎に、登録内容の確認をしなければならない。¹²

5) 各地域の法執行機関に対する住所変更の申し出

登録義務のある者による住所変更の報告手続は州法で定めなければならない。その手続は、最新の情報が直ちに各地の法執行機関に利用でき、かつ州の定められた記録システムあるいはデータベースに入力されることを定めなければならない。¹³

6) 他州への、住所変更の登録

登録が義務づけられている犯罪で有罪判決を受けた者が他州に移り住むときには、これまで住んでいた州の関係機関に住所変更を報告し、かつ新しく住む州の登録要件を履践しなければならない。また、その者が離れる州の手続においては、新しい州の関係登録機関に直ちに情報が提供されていなければならない。¹⁴ この規定を受けて、今日では各州の法執行機関に Points of Contact が置かれ、係官の氏名および連絡先が書かれたリストが各地域に配布されていて、州際での性犯歴者の移動を追跡できるようにしている。

7) 登録期間¹⁵

刑事施設から釈放されたり、仮釈放に付されたり、監督付き釈放、あるいは保護観察に付された者は 10 年¹⁶; (9)(1)(A) に定められた犯罪で有罪判決を受けた者、あるいは同条に定められた加重正犯税で有罪判決を受けた者、あるいは (9)(2) により SVP と判断された者については終身の、登録期間をそれぞれ定めなければならない。¹⁷

8) その他の、登録義務のある者

各州は、他の州で有罪判決を受けた者、連邦犯罪で有罪判決を受けた者、あるいは軍法会議で有罪判決を受けた者、並びに職務や学業のために他州に入る (non-resident) 犯罪者からの登録情報を受け取る手続を整備しておかなければならない。¹⁸

9) 他州での登録

性犯歴者は自己が居住する州で登録する義務がある場合、その者が長期雇用されたり、短期雇用 (carry on a vocation) されたり、あるいは学業に就く州においても登録を義務づけられる。¹⁹

10) 登録義務違反に対する罰則

登録を義務づけられた者の意図的な不登録、登録情報の不更新の場合には、各州で刑罰が科されることになる。²⁰

11) 情報の開示

州の登録制度の下で収集した情報は、州法により許容されているいかなる目的でも、開示が許される。²¹ また、州あるいは、州の許可があればその州の機関は、登録義務のある者について、市民を守るのに必要な情報を開示しなければならない。但し、登録義務のある犯罪の被害者が誰

であるかの情報は、絶対に開示されてはならない。この条項による情報の開示には、一般の人々が利用できる情報および誤りがあると主張される情報を訂正するための手続の指示を含む。インターネットのサイトも同様である。²² この部分は、いわゆるメーガン法による修正を受けて、改正された部分である。

12) 連邦基金を受け取る資格がない場合

すでに記したように、上記の要件を実施しない州については、この Title の Section 3756 により州に配分される基金の 10% が削減される。²³ 更に、配分されなかった部分の基金については、この Section を遵守している州に再配分される。²⁴

13) 指紋

登録の要件として、Title §14072(h) により、合衆国司法長官が示した基準に従って得られた指紋を提供しなければならない。また、DNA についても、ガイドライン²⁵で、性犯罪者については DNA も同時に採取しておくことが勧告されている。実際、多くの州では、犯罪者が逮捕されたりしたときには、指紋と同時に DNA も採取しており、当然の前提と考えてよいと思われる。

14) 登録制度の運営にかかる費用の交付²⁶

Bureau of Justice Assistance のディレクターは Sex Offender Management Assistance Program を実施する義務があり、そのプログラムにより、この条項 (§14071) を遵守することにかかる費用を支払うのに交付金を与えなければならないし、²⁷ その交付金は州に直接与えられ、²⁸ 関係者の訓練、給与、設備、資料その他の費用に充てられなければならない。²⁹ この交付金を受け取るためには、州は毎年申請書を提出し、この条項を遵守していることを証明しなければならない。³⁰

3. 全米性犯罪者登録制度(National Sex Offender Registry, NSOR)への参加³¹

1) §14071(b)(2) は、州の手続の中で、登録情報は性犯罪者が居住する地域を管轄する法執行機関に直ちに利用できるようにし、かつ州の関係記録あるいはデータシステムに入力すべきことを定め、登録の要件となっている有罪情報と指紋が直ちに連邦捜査局に送られなければならないとしている。³² これにより、各州は合衆国司法長官が公布するガイドラインに従い §14072(b) により作成された全米データベースに加わらなければならない。そのデータベースには、登録者についての現住所、その他の情報が送られなければならない。§14072(g) は、性犯罪者登録制度の最低限の要件を確立していない州に移住する性犯罪者がその 10 日以内に、意図的に、その州

のみならず、連邦捜査局にも登録しない場合には、初犯者については1年以下の収監刑および10万ドル未満の罰金、累犯者については10年以下の収監刑および10万ドル未満の罰金刑を科すことにして、このような登録制度が整備されていない州での登録義務違反について、一定の指針を示している。

2) Pam Lychner Sexual Offender Tracking and Identification Act (Lychner Act) により、連邦捜査局は性犯歴者の住所やその動向を追跡するため、全米にわたるデータベースの提供を義務づけられている。その結果、全米性犯罪者登録制度が定められた。このシステムの下では、連邦捜査局が割り当てる FBI ナンバーが使われ、全米犯罪情報センター (National Crime Information Center (NCIC)) に存在する情報が自動指紋集積システム (Integrated Automated Fingerprint Identification System (IAFIS, イアフィス)) に存在する性犯歴者情報と照会されて、結びつけられる。その前提として、性犯歴者には、過去の逮捕歴に基づいた FBI 前歴記録が入っていなければならない。そこで、情報の流れは次のようになっている。

①州の関係機関は、犯罪者の登録に当たり、その情報を州の性犯罪者登録制度 (Sex Offender Registry, SOR) と NCIC の性犯罪有罪者登録ファイル (Convicted Sexual Offender Registration File (CSORF)) に入力する。

②IAFIS が個人の履歴記録の中に、性犯歴者登録がされているとの告知事項 (notice) を作り上げる。この IAFIS に入っている性犯歴者には、重大犯罪を理由とする指紋を基礎とする逮捕履歴が含まれており、それぞれの記録に FBI ナンバーが割り当てられている。性犯歴者として登録しただけでは、FBI ナンバーはつかない。性犯歴者登録の不履行、登録機関への不出頭および性犯歴者登録義務違反等の犯罪に基づいて、FBI の記録が作成される。

③このようにして指紋の照会や州際犯人身許確認インデックス (Interstate Identification Index) で調査すれば、この SOR 情報が表示されることになる。

3) 情報の共有

連邦法では、FBI は法執行と地域への通知のために、地域、州および連邦の刑事法執行機関に集積された情報を開示しなければならないとされている。また、全米児童保護法 (National Child Protection Act) に基づく犯罪履歴のチェックをする責任を負う機関が行政目的利用指紋 (civil fingerprints) を管理することにより、CSORF にアクセスすることが許されている。NSOR に集積された情報は全て、州の登録制度の下で収集されたものであるため、NSOR を州際の地域への通知あるいは公共の利用に供することは許されない。次の例は、NSOR を通じ

てどのように情報が共有されるかを示す例である。ヴァージニア州で、ある者が性犯歴者として登録されたとする。この者はフロリダ州に移り、自分の過去について沈黙することを決めた。フロリダ州では自ら車両を陸運局 (Department of Highway Safety and Motor Vehicle) に登録しなければならない。その陸運局は定期的に、新車両登録ナンバーを州警察に供し、州警察はその情報を NCIC のファイルに照会すると、この調査で、フロリダ州警察はこの者がヴァージニア州での性犯歴者であるとの情報に接する。これにより、フロリダ州の捜査機関は、その者を確認し、自州で性犯歴者としての登録が義務づけられている者がどうかを判断する。フロリダ州の捜査機関は NCIC から得られた情報を開示することは許されないが、ひとたびその者がフロリダ州で登録されれば、その州法に基づいて情報を公開することができる。

資料セクション E には、実際の性犯歴者の公開された情報を掲載したが、これは 2002 年現在のものである。筆者は 2006 年 2 月現在の情報を調べてみるために、www.nsopr.gov を検索してみたが、この Ytuarte はすでにワシントン州を離れていたため、ワシントン州のサイトの調べではその所在はわからなかった。しかし、そのサイトの全米検索 (national search) で探知したところ、この者が現在、テキサス州 Jefferson County に所在し、同州 Department of Public Safety の監視下にあることが判明する。また、その者の 2005 年 11 月 29 日撮影写真が 3 枚掲載されている。この資料に示されている写真は、最新のものに更新してある。

4) 市民による情報収集の簡易化

以上のような性犯歴者の登録および情報公開は、市民とりわけ児童を将来加えられるかもしれない危害から保護したいという民主国家の最大の希望を体現するものだと考え方に基づいている。元々植民地から始まり、フロンティアを広げていく上で、自分の身は自分で守るというヴィジランティズムの考え方が強い国柄であることも考えられるが、性犯歴者の自由の確保と市民・児童の安全の保護との調整が、このような制度により最もよく図られるというのが合衆国の選択である。

なお、以前は性犯歴者の所在を知り、又は自己が住む地域での性犯歴者の有無の調査には、州毎に website を調べなければならなかったが、05 年 8 月にはすでに、性犯歴者の全米情報を一つのサイトで調べることができるよう準備が始められており、同年 12 月現在、サウス・ダコタ州とオレゴン州を除いて、この一つのサイトで全州にわたって、特定の犯罪者の状況を知ることができるようになってきている。表示される情報は、各州の形式によっており、基本事項 (風体、犯罪、傷/シミ・あざ・ほくろ/入れ墨、別名・偽名) および写真、住所に加えて、大学や就業情報、車両ナンバー、保釈等の条件や犯罪行為の態様)、ならびに住居地図まで示すところもあ

る。³³ 但し、これらの情報は次に説明するように、ほぼレベル3との危険度査定がされている性犯罪者に限られている。

4. 危険度査定 (リスク・アセスメント)

性犯歴者の処遇については再犯防止に多大な関心が払われており、再犯防止防止目的で登録制度や地域への通知制度が採られている。その制度の中心にあるのが、危険度査定であり、この査定により、登録しなければならない期間および性犯歴者の氏名等がどこまで開示されるかが決まる。

この査定の内容にどのような要因を含めるのか、個々の要因にどの程度の重要性をおくかは困難な問題であり、また州によって違いがある。いずれにせよ、この査定は全て点数化され、その合計点によって、1, 2, 3のレベル又は層 (Tier) に分けられる。

A. ニュー・ヨーク州の例

ニュー・ヨーク州では次のような内容になっている。

1) 現に行われた犯罪

要因1: 暴力の使用

- ①暴力による強要 (forcible compulsion) をした場合 (10点)
- ②身体を損傷させた場合 (15点)
- ③危険な道具で武装していた場合 (30点)

要因2: 被害者との性的接触

- ①犯罪者が衣服の上から被害者と接触した場合 (5点)
- ②犯罪者が衣服の下から被害者と接触した場合 (10点)
- ③犯罪者が被害者と性交、逸脱的性交、あるいは加重性暴行 (sexual abuse) に関わった場合 (25点)

要因3: 被害者の数

- ①2名の場合 (20点)
- ②3名以上の場合 (30点)

要因4: 被害者に犯罪行為を行った期間

犯罪者が少なくとも1名の被害者と性的misconductに継続して関わった場合 (20点)

例えば、犯罪者が数週間にわたり、女性の恋人 (girl friend) の娘を性的に暴行 (abuse) した場合は20点が与えられる。これには複数の性的接触を行い、それらのうちの少なくとも1つが性交や逸脱した性交、あるいは加重性暴行で、そ

これらの行為が少なくとも 24 時間の間隔を置いて行われた場合や、少なくとも 2 週間にわたり、3 回以上の性的接触行為が行われた場合が含まれる。

要因 5：被害者の年齢

- ①11 歳以上で 16 歳以下 (20 点)
- ②10 歳以下あるいは 63 歳以上 (30 点)

要因 6：被害者のその他の特徴

精神的欠陥者 (defect), 精神無能力者 (incapacity), 又は身体的無力者 (helplessness) の場合 (20 点)

要因 7：犯罪者と被害者の関係

犯罪が①見ず知らずの者あるいは被害者とすることを第一目的として、その者との関係を築き、又は強めた場合、もしくは②犯罪者と被害者の間の職業上の依頼関係があり、その関係を乱用 (abuse) した場合 (20 点)

2) 犯罪歴

要因 8：性犯罪初発時の年齢

性犯罪について最初の有罪判決又は事実認定 (adjudication) が下された時点で、20 歳以下の場合 (20 点)

要因 9：前歴数と内容

- ①犯罪歴があるが、性犯罪や重罪について有罪判決又は事実認定がされていないとき (5 点)
- ②犯罪者には重罪の有罪判決又は事実認定の前歴があるが、暴力を用いた重罪又は性犯罪を理由とする有罪判決等はないとき (15 点)
- ③犯罪者に Class A の重罪、誘拐、放火、暴力を用いた重罪、軽罪に当たる性犯罪、又は子供の福祉を害したことを理由とする有罪判決や事実認定、又は何らかの性犯罪についての認定をも含む前歴があるとき (30 点)

要因 10：前の重罪又は性犯罪との間に短い期間しかない場合

犯罪者が現に行われた犯罪から 3 年以内に重罪又は性犯罪で有罪判決又は事実認定を受けていたとき (10 点)

要因 11：薬物あるいはアルコールの乱用

薬物あるいはアルコール乱用の前歴者の場合 (10 点)

3) 犯罪後の行為事情

要因 12：責任の受容

- ①犯罪者が自己の性的 misconduct (違法行為) の責任を引き受けている場合 (10 点)

- ②犯罪者が自己の性的 misconduct についての責任を引き受けず，かつ治療を拒絶したり，治療から外された場合（15点）

要因 13：収監時あるいは監視下での行為事情

- ①収監又は監督への適応不十分（10点）
- ②収監又は監督への適応不十分に加えて，性的 misconduct を犯した場合（20点）

4) 釈放時の環境

要因 14：監督の有無

- ①犯罪者が保護観察官，もしくは仮釈放又は性犯罪者の処遇専門家や，性犯罪者の事例を扱う精神専門家の監督の下で釈放されたとき（0点）
- ②犯罪者が保護観察官，もしくは仮釈放又は精神専門家の監督の下に釈放されてはいるが，性犯罪者の処遇専門家又は性犯罪者の事例を扱う専門家の監督に服してはいない場合（5点）
- ③犯罪者が，何の公的監督にも服しない状態に釈放されている場合（15点）

要因 15：居住又は就業事情

犯罪者の居住又は就業事情が不適切な場合（10点）

5) 自動的にレベル 3 とする要因 (Overrides)

- ①性的重罪による有罪判決
性犯罪で重罪判決が下されていた場合
- ②重大傷害又は死亡
被害者に対して，重大な傷害を与えたり，死亡させた場合
- ③犯罪を行うとの脅迫後，間もない場合
犯罪者が性犯罪又は暴力犯罪を，被害者に再度犯罪を行うとの脅迫後間もない間に行った場合
- ④精神異常
精神上，身体上，あるいは器官の異常があり，それが衝動的な性行動を抑制する能力を低下させるとの臨床的評価がある場合

以上のような要因を点数化することで，評価の客観性を保とうとする。70点以下はレベル 1，71点以上110点未満はレベル 2，110点以上はレベル 3 というように一応分類される。しかし，個別に特別事情があるときには，リスク・レベルを上下させることも許されており，連邦法でもこの点は命令的となっている。³⁴ その例として，性犯罪者の高齢化，あるいは身体を弱体化させる病気の罹患の場合などがあげられる。

ニュー・ヨーク州では、すでに有罪判決を受けて収監されている犯罪者については、Board of Examiners(州知事が任命する5名のメンバーからなり、そのうちの3名は仮釈放局(Division of Parole)の職員で、性犯罪者の行動および処遇分野の専門家、他の2名は矯正局(Department of Correctional Services)に所属する者)が、釈放間近い登録者について、量刑裁判所にリスク・レベルの勧告を行わなければならない、他方保護観察又は収監刑以外の刑を受けている者については、その様な勧告は行わず、検察官(District Attorney)が州の求めるリスク・レベルの告知を書面で行わなければならないことになっている。そして、裁判所による分類の聴聞手続については、保護観察又は非収監刑を受ける犯罪者については、刑の言い渡しから45日以内に分類をしなければならず、刑の言い渡し時に分類についての聴聞の日時を決定しなければならない。また、ジェイル、刑事施設又は精神病院から釈放される犯罪者については、釈放の60日前までに分類をしなければならない。

なお、ニュー・ヨーク州では2002年に法改正が行われ、sexually violent predatorの文言を廃止し、代わりに①sexual predator (sexually violent offenseで有罪判決を受け、かつ精神異常又は人格障害のために、predatory sexually violent offenseを犯すおそれがある性犯罪者)、②sexually violent offender (sexually violent offenseで有罪判決を受けた性犯罪者)、および③predicate sex offender (sex offense又はsexually violent offenseを理由に有罪判決を受けた後に、前記いずれかの性犯罪で有罪判決を受けた性犯罪者)という3種類の分類に細分化された。

このような犯罪者の分類は、性犯罪者の登録期間を決め、リスク・レベルで地域への通知のレベルを決める。従って、SP、SVO、あるいはPSOだと指定されていない者、又はリスク・レベル1あるいは2に分類された者は、毎年1回、10年間は、自己の情報の登録・確認義務を負う。また、SP、SVO、あるいはPSOだと指定された者、又はリスク・レベル3に分類された者は、毎年終身、登録・確認義務を負う。更に、SPあるいはリスク・レベル3に指定された者は、90日ごとに、終身、直接出頭して確認する義務を負う。但し、リスク・レベル3に指定された者は、最低限13年の登録期間の経過後、裁判所に申請して、その義務を免除されることがある。このような組合せにより、性犯罪者を個別事情に即して分類し、制度の運用が硬直化・画一化しないように配慮されている。

なお、2006年1月18日付のThe New York Law Journalによると、同州では間もなく法律制定後10年の登録期間が経過し、多くの性犯歴者の氏名が登録リストから抹消されることになっていたが、次のような立法上の手当がされることになった。『ニュー・ヨーク州では、一週

間以内に何千人に上る性犯歴者がその居所を追跡する登録リストから抹消されることになってきたが、州議会は登録を義務づける法律を延長するとの合意に到達した。この合意案では、粗暴の程度が最も高い性犯罪者 (the most violent offenders) はメーガン法のデータベース上で、終身登録をしなければならず、レベル 2 の性犯歴者は 30 年経過後に、登録義務リストから氏名の抹消を申請できることになっている。最も程度の低いレベル 1 の性犯歴者は、20 年間登録義務があるとされている。下院と上院は、本日その案を検討し、明日通過することが見込まれている。現行法は、この土曜日で期限が切れることになっていたが、最も程度の低いレベル 1 の性犯歴者は 10 年間、リストに氏名を登録することを義務づけている。もしこの法律が更新されなかったならば、ニューヨーク州の 3500 人以上の性犯罪者の氏名は、本年末までに、リストから抹消されることになっていた。(ニューヨーク州に関する情報、及び New York Law Journal の情報は、ニュー・ヨーク州 Supreme Court (第一審) 裁判官 Martin Marcus 氏から頂いた)

B. ニュー・ジャージー州の例

ニュー・ジャージー州は全米で初めて、いわゆるメーガン法を制定した州である。この法律を制定する直接のきっかけは、まさに性犯歴者によるメーガン・カンカの殺害事件であったといえようが、その背景には、公衆や議会が性犯罪、性犯罪者の処理、そして性犯罪の予防や再犯防止に余り関心を寄せていないとの不服があった。この不服をはっきりと表に現し、一般国民や立法者に制度の確立を強く働きかけたのが、メーガンの両親であったといえよう。

ニュー・ジャージー州でも、登録を義務づけられる犯罪は全て制定法で定められており、³⁵ メーガン法に服する性犯罪者は全て、終身登録・確認義務を負う。この登録については、出所者に委ねる方式(受動方式)と、各法執行機関が出所者の所在について、調査する積極方式があるが、そのいずれを選択するかは各カウンティに委ねられている。とりわけ反復かつ衝動強迫であると認定された犯罪者は、90 日ごとに住所等の確認を行わなければならない、それ以外の性犯罪者は年 1 回住所等の確認を行わなければならない。³⁶ この登録義務を免れるためには、登録者は有罪判決が下されたとき、又はいかなる期間にせよ収容されていた矯正施設から解放されて 15 年経過したときに、その間全く犯罪を犯していなかったことを裁判所に対して証明しなければならない。但し、複数の性犯罪で有罪判決を受けたり、非行 (delinquent) と認定されたり、もしくは精神異常 (insanity) を理由に無罪とされた者、あるいは加重性暴行もしくは性暴行で有罪判決を受けたり、非行と裁定されたり、もしくは精神異常で無罪とされた者は、登録義務終了の申立を裁判所に行う資格を欠く。また、少年の性犯罪者は、犯罪時に 14 歳以下で、かつ現在 18 歳以上である場合に、同様に裁判所に申立を行い、登録・確認義務を免除してもらうこ

とができる。そこで、性犯罪者の情報の開示の範囲は、再犯危険度査定によって決まる。その内容としては、次の表と尺度が利用されている。

登録者の再犯危険度査定尺度

基準	低リスク	0 中リスク	1 高リスク	3	コメント	合計
犯罪の重大さ×5						
1. 有形力の程度	物理的な力(腕力); 脅迫なし	脅迫; 軽い物理的な力	暴力的; 武器の使用; 犠牲者への相当程度の危害			
2. 接触の程度	接触なし; 服の上から撫で回す	服の下を撫で回す	挿入する			
3. 被害者の年齢	18歳以上	13歳以上17歳以下	13歳未満			
小計						
犯罪歴×3						
4. 被害者の選定	同居人/家族	知人	見知らぬ他者			
5. 犯罪件数/被害者数	初犯/被害者1名	2回の既知の犯罪/被害者2名	3回以上の犯罪/被害者3名以上			
6. 犯罪行為の継続期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上			
7. 最後の犯罪からの期間	5年以上	1年以上5年未満	1年未満			
8. 反社会的行為の前歴	前歴なし	限られた前歴	かなりの前歴			
小計						
犯罪者の特徴×2						
9. 治療参加	順調な進展	限られた進展	治療失敗の前歴 又は現行治療での進展なし			
10. 薬物乱用	乱用の前歴なし	小康状態	小康状態無し			
小計						

地域支援×1						
11. 治療支援	現在/継続的に治療に参加	断続的	参加せず			
12. 居住支援	協力的/監督下の環境; 適切な立地	安定して適切な立地だが外部支援体制がない	問題のある立地及び/又は不安定; 隔離している			
13. 就業; 教育面の安定	安定かつ適切	断続的だが適切	不適切又は安定性なし			
小計						
総計						

評点：最高得点 = 111

低：0 - 36 点

中：37 - 73 点

高：74 - 111 点

この点数の合計により、再犯の危険度が決定され、これによりニュー・ヨーク州とほぼ同様に、Tier (層, 段階) 1 に分類された者については、性犯罪者の居住地域を担当する法執行機関に通知しなければならない。層 2 に分類された者については、その法執行機関に加えて、犯罪者に遭遇する可能性のある地域組織、官庁および団体、教育機関、認可を得たデイ・ケアセンター、認可を得たサマー・キャンプにその情報が通知される。層 3 の者については、層 1 と 2 の組織や団体に加えて、犯罪者に遭遇する可能性のある市民にも通知がされ、その方法としては、通知資料の直接手渡し、およびインターネット上での開示がある。

ニュー・ジャージー州では、検察官が州警察に登録用紙を送付する責任を負い、その登録用紙が記入後に回付されてくると、再犯危険度の査定や地域への通知の範囲の決定の責任は検察官にある。検察官が行ったこれらの査定や通知範囲の決定は、州最高裁が確立した手続に従って、裁判所による審査が行われる。その後、地域の法執行機関、州警察、カウンティ調査官 (county investigators) 又は法執行当局のその他の正当な権限を与えられた職員が、検察官の監督の下に地域への通知を行う。

c. ワシントン州の例

性犯歴者の登録期間は、上記の州と同様に、有罪とされた犯罪を基準として定められている。

①Class A の重罪、又は何らかの性犯罪か誘拐罪で有罪判決を受け、かつ性犯罪か誘拐罪の前科があるときは、新たに、全く犯罪を犯さずに社会で 10 年間生活したか、又は将来登録義務を

課しても法の目的に資さないことを裁判所に、明確で説得力のある程度に (clear and convincing evidence) 証明したときには、登録・確認義務が免除される。(性犯歴者が登録・確認義務の免除を裁判所に申し立てたときは、相手方に検察官が指名され、その申立をめぐって証明活動を行うことになる。弁護人の国選がされることもある。)

②Class B の重罪を犯し、かつ性犯罪又は誘拐罪の前科がないときには、有罪判決による収監から釈放された後、あるいは判決と量刑が下されたときから、新たに、全く犯罪を犯さずに社会で 15 年間生活したときは、登録・確認義務が免除される。

③Class C の重罪、RCW (Revised Code of Washington) 9.68A.090 又は 9A44.096 違反、又は Class C の重罪の予備、教唆、共謀を犯し、かつ性犯罪あるいは誘拐罪の前科がないときには、有罪判決での収監から釈放後、あるいは判決と科刑が下されたのち、新たに、全く犯罪も犯さずに社会で 10 年間生活したときは、登録・確認義務が免除される。

④RCW71.09.020 の定義する Sexually Violent Predator と認定されたか、又は 2000 年 6 月 8 日以降、実力で犯行を抑圧して犯した Class A の重罪に当たる性犯罪か誘拐罪で有罪判決を受けた者は、登録・確認義務は免除されない。

ちなみに、Sexually Violent Offense には以下の犯罪が定義されている。³⁷

- ・ 第一級強姦
- ・ 実力により犯行を抑圧した (forcible compulsion) うえでの第二級強姦
- ・ 子供に対する第一級又は第二級の強姦
- ・ 第一級又は第二級の法定強姦
- ・ 実力により犯行を抑圧した (forcible compulsion) うえでの強制猥褻
- ・ 14 歳未満の児童に対する強制猥褻
- ・ 14 歳未満の児童に対する猥褻行為
- ・ 児童に対する第一級又は第二級の淫らな行為
- ・ 第一級又は第二級殺人で、性的動機があるとき
- ・ 第一級又は第二級暴行で、性的動機があるとき
- ・ 児童に対する第一級又は第二級の暴行で、性的動機があるとき
- ・ 第一級不法侵入窃盗で、性的動機があるとき
- ・ 不法住居侵入又は不法監禁で、性的動機があるとき

ワシントン州では、危険度査定は次のような要素が用いられる。

- ①性犯罪又は性犯罪に関連した有罪判決の数
- ②重罪の有罪判決の数(上記①のものを除く)
- ③性犯罪又は性犯罪に関連した、逮捕又は起訴(charge)の数
- ④初発の性犯罪又は性犯罪に関連した有罪判決もしくは認定の数
- ⑤性犯罪又は性犯罪に関連した犯罪での、凶器の使用による脅迫の数
- ⑥性犯罪又は性犯罪に関連した犯罪での、暴力の行使(無視から始まり、操作的威迫、... 暴力を使うとの威迫、... 相当に重大な身体損傷に至るまで細分化されている)
- ⑦全ての性犯罪又は性犯罪に関連した犯罪の被害者の総計
- ⑧性犯罪又は性犯罪に関連した犯罪時の、被害者の年齢(これは、6歳、7歳から12歳、13歳から15歳(但し、犯罪者が被害者より5年まで年上のとき)、13歳から15歳(但し、犯罪者が被害者より5年以上年上のとき)、16歳以上というように細分化されている)
- ⑨上記以外の、全ての犯罪の特徴
- ⑩性犯罪歴の期間
- ⑪以前の収容施設からの釈放後、重罪を犯したときまでの期間
- ⑫直近の有罪判決までの12ヶ月間の、アルコール/薬物の乱用態様
- ⑬性犯罪対象の治療/プログラム受講の有無
- ⑭重要な婚姻関係の数
- ⑮a 成人の就業履歴のパターン
- ⑮b 少年の登校履歴のパターン(幼稚園から6年生まで)
- ⑯性的倒錯の現れ(フェティシズム、露出症、小児愛、覗き癖など)

これに加えて、地域への通知の範囲の決定に考慮すべき事項として、次のものがある。

- ①家族以外の者に対して有罪とされた性犯罪の被害者が、身体的又は精神障害者であったか、疾患を理由に、とりわけ脆弱又は抗拒不可能な者であったか否か。
- ②有罪とされた性犯罪が、predatoryなものか、家族以外の者に対する性犯罪にあつて、被害者との信頼、権限、又は専門的關係にある地位を利用したものであったか否か。
- ③犯罪者が、収監中にも逸脱性行動を続けていたか否か。
- ④成人の性犯罪者に、4から5のRRASOR(Rapid Risk Assessment for Sexual Offense Recidivism, 敏速再犯危険度査定)の得点があるか否か。

RRASOR

- (1)過去の性犯罪数(指標犯罪-最も通報される可能性が高く、従つて犯罪数の比較の基礎として使われるもの-を除く)

- a. 無し.....0
- b. 有罪判決 1 回；起訴 1 回から 2 回.....1
- c. 有罪判決 2 回から 3 回；起訴 3 回から 5 回.....2
- d. 有罪判決 4 回以上；起訴 6 回以上.....3

(2) 釈放時の年齢 (現時点での年齢)

- a. 25 歳以上.....0
- b. 25 歳未満.....1

(3) 被害者の性別

- a. 女性のみ.....0
- b. 男性.....1

(4) 被害者との関係

- a. 関係者のみ.....0
- b. 関係なし.....1

以上のような基準により，46 以下でかつ地域への通知考慮事項無しの場合はレベル 1，46 以下でかつ地域への通知考慮事項が 1 つか 2 つある場合はレベル 2，46 以下でかつ地域への通知考慮事項が 3 つか 4 つ，あるいは危険度査定が 47 以上の場合はレベル 3 に分類される。

ワシントン州での再犯危険度査定分類表は，End of Sentence Review Board が利用して，矯正局 (Department of Corrections) 又は社会厚生局 (Department of Social and Health Services) からの釈放者について，地域への通知レベルを定めることになっている。この Review Board は，矯正局，中間科刑審査委員会 (Indeterminate Sentence Review Board, ISRB) と社会厚生局の職員で構成されている。この分類表はまた，地域の法執行機関が州の収容施設から釈放しない性犯罪者を分類するためにも使われる。この分類に不服がある場合には裁判所への不服申し立てが許されており，その場合には弁護人の国選もされる。

5. 地域への通知 (community notification)

これまでも何度か触れてきたが，性犯歴者対策としては，登録制度と地域への通知制度が大きな柱となっており，後者については例外なく，危険度査定により，レベルの分類がされ，その範囲が決定される。ニュー・ジャージー州の箇所を示した，再犯危険度に応じたそれぞれの範囲については，全米で違いは余り見られないといってよい。レベル 1 の者については，地域の法執行機関にのみ通知がされる。ワシントン州では，この他に，請求があったときには，犯罪の被害者や証人，および犯罪者が居住し，居住する見込みの場所，あるいは定期的にその者の姿が

見られる場所の近隣に住む人に、必要で正確な情報の開示が可能である。レベル 2 の者については、公・私立の学校、デイ・ケアセンター、家族に対するデイ・ケア・プロヴァイダー、主として児童、女性、脆弱な成人にサービスを提供する企業や組織、そして犯罪者が居住し、その見込みのある場所の近隣の住民や地域グループに、必要な情報を開示することができる。ニュー・ジャージー州では、スカウト・グループやスポーツ・リーグなど学校施設を利用する地域組織やその他の組織（例えば、団体、大学、アーケイドやアミューズメント・パーク、ショッピング・モール、公園、図書館などが含まれる）が情報を入手するためには、検察庁にその団体や組織を登録することが要件となっている。この場合でも、性犯歴者の情報はそれら団体や組織の担当者に渡され、その者は組織内で適切と考えられる者とだけ、情報を共有することが許される。そして、レベル 3 の者については、地域住民に加えて、一般の人々にも必要な情報が公開される。この情報公開の目的は、性犯歴者の再犯の懸念に応え、同時に性犯歴者のコミュニティへの再組み入れを成功させることにある。従って、特に後者の目的からいうと、住民への教育の形で情報公開がなされることが望ましいとされている。

このように、地域への通知制度については、犯罪の重大性と再犯の危険性、および性犯歴者のプライバシーの保護とのバランスを図って決められる。この判断は慎重に行わなければならないが、性犯歴者の再組み入れについての教育の観点から、地域住民と犯罪者に直接接し、事情を最もよく知る、地域の法執行機関、警察があたることにされているのは合理性があるといえよう。（ニュー・ジャージー州では、上記のように検察官が危険度査定を行うが、そこで言及した county investigators は検察庁に所属し、その査定に必要な様々な調査を行う。）

6. 措置入院命令 (civil commitment)

ワシントン州は全米で初めて、sexually violent predator (SVP) 法を定め、SVP を性暴力犯罪 (crime of sexual violence) で有罪判決を受けたか、起訴されている者で、かつ精神異常又は人格障害を理由に拘禁施設に収容しなければ、predatory な性暴力行為を行うおそれがある者と定義し、それに該当する者を完全な拘禁状況の中で、監視と性犯罪治療を提供する拘禁施設 (Special Commitment Center, SCC) に収容できるとしている。ここでも、コミュニティの要素と SVP の社会への再組み入れを目的としているが、今日まで措置入院命令により収容された者のうち、未だ 1 名も退院を許された者はいない。

SVP であるか否かの認定は慎重に行われる。収監刑終了以前に、上述の科刑審査委員会 (End of Sentence Review Committee) の勧告が検察官に送付される。検察官又は司法長官は、身柄

拘束申請を裁判所に行い、裁判官が再犯のおそれがあると信ずるに足る相当理由があるか否かを判断する。裁判官は、拘束を命じて、その者を特別収容センター (Special Commitment Center) に送り、そこで査定がされ、再度裁判所に送られる。申請後 45 日以内に、裁判官又は陪審によるトライアルが開かれ、そこで国側はその者が再犯を犯すおそれがあることを合理的な疑いを容れない程度に証明しなければならない。(以前に、訴訟能力がない、あるいは精神異常を理由として有罪でないと判断された場合には、裁判所は犯罪が行われたか否かを決するために、事実審理を行う。) そのトライアルでの結果により、DSHS の SCC に収容するか、釈放するかが決まる。

その後も、毎年審査 (review) がされ、裁判所に報告書が提出される。この収容者が釈放申請をしたときには、その収容者の状況が変化したと信ずるに足る相当理由の有無を審査するために、審理が開かれる。相当理由がないと判断されれば、その者は再び収容され、相当理由があると判断されると陪審裁判を受ける権利を与えられた上で、トライアルが開かれ、そこで無条件での釈放か、拘束の程度が弱い、収容施設に代わる環境 (transitional house) への条件付きの釈放か、あるいは元の収容施設に戻されることになる。この審理の請求、現状への不服申立を適正手続に従って許しており、収容者には外部の弁護士と連絡する権利 (電話連絡も含めて) 及び法的助力を弁護士から受ける権利が保障されている。

措置入院命令は元来、その主目的が治療と、その精神状態により危険である者を社会から保護・隔離することにあつたために、刑罰とは明確に区別されていた。ワシントン州は他州に先駆けて 1990 年に SVP 法を制定し、それと共に、行動規制 (control)、ケア (care) および処遇 (treatment) を目的とした措置入院の制度を定め、1992 年当時 9 名がこの処分を受けていた。この制度は、性犯罪を理由に有罪判決を受け、その最高刑の刑期を終えた後、精神医療法の定める短期収容には適さない危険な性犯罪者を、その意思に反して収容するものであつた。特別収容センター (Special Commitment Center; SCC) は、中度の警備の刑務所の一角にあつたが、その運用については、厚生省 (Department of Social and Health Services (DSHS)) が、輸送は矯正省 (Department of Corrections (DOC)) が責任を負っていた。

当時 SCC を訪れた、性犯罪の研究と評価で世界的な権威であつた Vernon Quinsey は、そこでの問題点を指摘し、いくつかの勧告を行った。治療が進んだ収容者に対しては、段階的開放処遇制度を採るように法律を改正すること、一般の未決拘留者と収容者を同じ場所に住ませる、あるいは治療を受けている収容者とそうでない収容者を混在させるのは避けるべきであるというのが、その内容であつた。更に、Quinsey は、治療が進まない者、あるいは治療を望まない

者に対しては、長期の生活のための用意・準備 (arrangements) が必要であり、その例として教育、リクリエーション、人格の発展を促す手段 (tool) を提供することが必要であると勧告した。だが、ワシントン州はこの勧告には反応しなかった。1993年には、ワシントン州最高裁判所は、この法律が合憲であるとの判断を下した。(In the matter of the Personal Restraint of Andre Brigham Young, 1993年8月)

1994年になると、King Countyにある連邦地方裁判所は、陪審の判断を容れて、合衆国憲法第14修正は収容の基となった精神状態の治療を受ける現実的な機会を収容者に与えることを求めていると判断した。Dwyer裁判官は、5項目からなる履行命令 (injunction) を発した。

- ①能力のある性犯罪者セラピストの訓練を開始、継続し又はセラピストを雇用する制度の実施
- ②収容者と治療提供者の間の信頼関係を欠如状態を解消する計画の実施
- ③専門家の基準から見て必要と認められる全ての治療要素を含む、プログラムの実施
- ④収容者の個別治療プランの立案と維持
- ⑤治療に当たる職員の臨床作業を監督するため、性犯罪者の診断と治療の専門家を提供すること

その履行命令により、ワシントン州は1994年7月までに、履行命令を充足するようにプログラムを変更しなければならなかったが、8月に連邦地裁は、州の制度は未だ不十分であるとして、変更の進展を監督する Special Master の候補者の氏名を示すように当事者に命じ、その結果 Janice Marques (カリフォルニア州 Atascadero 州立精神病院で性犯罪者の治療プログラムを指揮し、その分野の指導者で、かつ当時その州の Mental Health Department のマネージャーをしていた) が選任された。

履行命令の最初の年月 (1994～1997)

1994年の末から95年の初頭にかけては、収容者と治療者との間の信頼の欠如が深刻な問題を作り出していること、収容者には将来釈放される見通しが無いために、倦怠、怠惰、そして苛立ちが見られることが指摘され、そのために special master の報告書では、治療目標を定めて、収容者がその目標の達成に向けて努力し、最終的には解放される希望を持てるようにすべきだと勧告した。また、1995年になると、資格のある性犯罪者治療の専門家のパートタイムでの雇用、治療を受けている者とそうでない者との分離など、いくつかの側面で進展が見られることが報告された。しかし、治療を拒否する収容者が支配的であったために、依然として問題があることが指摘された。この年に、条件付き釈放の規定が立法されると、ワシントン州のいくつかの裁判所

で、相当の監視と治療を条件として、SVP を直接社会に解放する事例が生じた。このような者は通常、グループ・ホームに居住した。同年夏になっても、治療を取り巻く状況が大変複雑で、解決が難しいことが、special master の報告書で示された。判決の言う、『現実的な目標』は SCC における『健全で、人間的な環境』であったが、治療を受けている者が嫌がらせを受けたり、治療を受けていない者が、他の生産的な活動にかかわっていない状況があると special master は判断した。

1995 年から 1996 年にかけて、special master の要請により、数人の専門コンサルタントが SCC を訪れた。special master は彼らの勧告に基づいて、収容者の管理にかかわる問題と公正で一貫したルールの適用を達成目標とし、そのために新しくオムズマン制度が作られ、最初に Tamara Menteeer が雇用された。しかし、1996 年 7 月の報告書で、special master は、収容者と治療提供者の間の信頼関係を確立することと、中立を維持することはオムズマンにとって難問であることを指摘し、その後このオムズマンは、これらを調和させることが不可能な任務であるとして、その職から離れた。

この頃までには、Monroe にあつた刑事施設 (Correction Center) では、狭隘に過ぎ、治療参加者と非参加者の分離は実際には難しく、またリクリエーションや職業訓練活動に必要な広さが十分でなかったために、大きな問題があることが明らかになった。Dwyer 裁判官は SCC を訪問した後、1997 年 10 月に履行命令で示されたプログラムの欠点を再度指摘した。

- ①職員は、専門家の直接の監督の下で経験を積む必要がある
- ②社会への漸次移行の制度がまだ機能していない
- ③収容者の改善加速を含めた治療がまだ十分にプログラムの中に組み入れられていない
- ④治療計画は犯罪とは関係なく、収容者のニーズや技術を広く考慮に入れるものでなければならない
- ⑤収容者の状況は、治療の進捗状況を客観的基準に照らして計ることができるようになっていなければならない
- ⑥履行命令が解除されるためには、外部の客観的監督機関を設置しなければならない

このような事実認定がされた結果、できるだけ早く SCC の別の場所への移行が考慮された。当時 SVP 法を制定していた 14 州のうち、5 州では性犯罪者に対する治療プログラムは病院環境のある場所で行われなければならないと定められていた。だが、ワシントン州では過去の出来事から、1990 年に SVP 法を制定したときには、この選択は退けられた。1947 年の法律制定により、性的精神病質者は Tacoma の近くにある Western State Hospital に収容され、治療が進展

するにつれて、収容者により多くの自由を与え、最終段階では自分の部屋の鍵を持つことができるプログラムが採られていた。しかし、1970年代に入って、その収容施設から脱走した者が強姦1件と殺人(murder)2件を犯し、1979年にはそこでの収容者であって、そこから解放された後セラピストとして、プログラムに関与していた者が殺害されたが、その者は強姦行為の相手にしようとした男に射殺された。その周辺で別の者の死体も発見され、その者のアパートにはサド・マゾの道具も発見された。1988年には、一時解放された収容者がナイフを突きつけて強姦に及ぶ事件が発覚した。かかる事例の結果、1990年の立法では、精神病院や社会復帰施設では警備・安全の確保が不十分なため、そこでの治療プログラムは実施されてはならないと明記された。

McNeil Island への移動

1997年にワシントン州は、治療プログラムを McNeil Island の、中度警備の刑務所である McNeil Island Correctional Center (MICC)に移した。special master の報告書では、プログラムのための場所が広く、教育、職業訓練も含めた資源がより多くあり、Western State Hospital にも近く、職員の訓練や臨床のための資源を共有することができるなど、数々の利点があることが報告された。それにもかかわらず、DOC と DSHS との間で警備をめぐる対立が続いた。矯正省(DOC)のルールによれば、家族や友人が訪問後は必ず、着衣を脱がせる身体検査(strip search)を行い、電話は全てコレクト・コールであって、その初めには呼出人が収容者であるとのアナウンスがされていた。更に、安全上の理由から、収容者は『広場』("big yard")の使用を許されなかった。これらの事項は全て、州の精神病院の運用方針には適合していなかった。

1997年の合衆国最高裁判決

Kansas 州での SVP 法が合衆国憲法の適正手続違反、二重危険禁止違反、および事後処罰禁止違反に当たるとして争われた1997年の Kansas v. Hendricks³⁸で、合衆国最高裁はこの法律は憲法に違反しないと判断した。即ち、①性的暴力の経歴があること、②現在精神異常あるいは人格障害であること、③将来性犯罪を犯す虞があること、④①②と③との間に関連性があることの4要件を充足している場合には、憲法違反とはならないと判示した。そして、憲法上の基本権の侵害が認められる場合は、専門家による判断がその時点で受容されている実務や基準に基づいていないと認められる場合に限定されるとの基準を示した。special master の報告では、その判決は、直ちに釈放されるとの期待を収容者から奪い、彼らに辛い時期をもたらしたことが指摘された。この時期にはすでに、2番目のオムブズマンが選任され、そのオムブズマンによる報告も SCCではなく、DSHS の assistant secretary の監督の下におかれた。

1997年2月の連邦地裁の命令では、新たに選任された SCC の所長と臨床 director は資格と経験を持ち、エネルギーがあるように思えるが、まだやるべきことがあるとして、履行命令を解除しなかった。具体的には、Dwyer は、家族を完全に治療プログラムの中に統合するだけでなく、社会復帰の手段を機能させることが緊急に必要であるとした。彼は 1998 年に収容施設を訪問し、精神治療を提供する基準は未だ充足されていないと判断した。その判断の基になったのは Craig Harvey 博士の、収容施設は矯正省 (DOC) が支配しており、刑務所としての性格が強すぎるとの証言であった。Dwyer は、憲法は SCC が刑務所であってはならないことを求めていると明言した。ワシントン州は 1998 年に、16 名の長期収容者と和解し、25 万ドルの弁護士費用の他に、不十分な治療を理由に、一人あたり一万ドルを支払った。

1999年9月、special master は収容者の3分の1が積極的に治療に加わっている点で進展が見られるが、刑務所の性格がまだ強く残留していると報告し、その内容は Inspection of Care Committee という、複数の分野の専門家から構成された、独立団体が認めた欠点と同様のものであった。同年11月の命令で、Dwyer は、①ワシントン州は履行命令を達成するのに十分な資源を割り当てていない、②ワシントン州は履行命令に頑強に抵抗している、③MICC の一隅に SCC が所在するために、治療を中心とする環境を達成することが難しいとの理由を挙げて、裁判所侮辱罪により、6ヶ月の猶予付きで、命令内容が達成されるまで、『収容者1名につき1日50ドルを支払え』との制裁・ペナルティを科した。

このペナルティを受けて、ワシントン州は状況改善に大幅な予算を割り当てることを決定すると共に、MICC の外に、独立した新しい収容施設を作る最初の段階として1400万ドルを拠出することを決定した。Dwyer は、最大の問題点は、刑期終了後の釈放者の無期限拘束に対する収容者の怒りと抵抗にあり、治療の成功は、みずから治療を求める者についても難しいのに、意に反して収容された者については、一層難しいということにあった。他方で、Dwyer は SVP 法の政策上の利点については、裁判所ではなく、国民と立法府が決めることであると判断していた。

SCC での治療プログラムに職員が雇用され、治療状況が向上したのちも、transitional facility の条件を達成する努力は、州知事および立法府により続けられていた。DSHS が個々の収容者に transitional の住居を探し出したとき、それを知った住民や地域の政治家は反対した。事情はどこでも同じであった。

2000年5月の裁判所命令では、裁判所侮辱に基づく命令が発せられて以来、SCC の治療プログ

ラムを履行命令に合致させるために、州が真摯な努力を払ってきていることが認められ、special master の報告書でも同様の指摘がされたが、履行命令は維持された。その一方で、SCC での、憲法に沿った健全な治療プログラムを維持するには、相当な額の予算が必要なことが立法者に判明した。その結果、2001 年 6 月に、再犯の危険性が高いと判断された者について、州の規制を維持する量刑・科刑制度が定められた。そのため、実質的には SVP に当たるとして収容施設に送られる基準を充たす者（『輸送管』(pipeline)）は相当に狭められる結果になった。

2000 年 12 月になると、Dwyer は SCC での状況ははるかに良くなっていること、SCC の所長 (Mark Seling) が有能なリーダーシップを発揮していることを認めた。しかし、この時点でも、社会移行施設 (transitional facility) の欠如が主な欠点だと指摘され、治療の進歩が見られる者については拘禁の程度の少ない施設に移されなければならないことが繰り返し言われた。

2001 年には、合衆国最高裁が SVP 法は合憲であり、事後法の禁止 (ex post facto) や二重危険禁止に違反するものではないと判断した (Seling v. Young, 531 U.S. 250)。2002 年には、州内の county が社会移行施設 (transitional facility) の設置場所を定めないときには、州が地域の法律や条令に優越して、その場所を法定することができるとする法律が制定された。そこでは、『公正な負担』(fair share) という考え方が導入され、SCC に最大の収容者を送り込んでいる county がその負担をすべきであるとされている。収容者の 30% 以上が King County から送り込まれているため、そこでの適地探しがされた。問題なのは、その法律が、学校、バス停留所、デイ・ケア・センター、幼稚園、公園、トレイル、運動場、リクリエーション/コミュニティ・センター、シナゴーク、教会、モスク、図書館など、性犯罪者が危険な行為を行いやすい施設が見える場所には、社会移行施設 (transitional facility) の設置を禁止していることである。ようやく南シアトルの商業地域の一角にこの施設が設置され、2005 年 9 月から運営が始まっている。(下記の資料参照)。

このために、場所の選定は困難を極めている。現在 transitional facility は 2 カ所あり、一つは McNeil Island の SCC の北にある Secure Community Transition Facility (SCTF) in Pierce County で、2003 年春に開かれ、24 のベッド数がある。もう一つは、上記の SCTF in King County で、ベッド数は 6 だが、12 床まで増加できる施設である。また、SCC の施設自体は、MICC から離れて、島の北部で MICC から車両で 10 分ほどのところに新しく建設され、2004 年 5 月から運営されている。SCC の周辺はいうまでもなく、施設内部も

厳重な監視モニタリングはされているが、相当に開放的になっており、その所長は大学の寮のような感じにしていると話していた。

* 上記の施設は、次の URL で見ることができる。

(1) SCC:

www1.dshs.wa.gov/pdf/HRSA/SCC/Publications/Institution02.pdf

(2) Secure Community Transition Facility in Pierce County:

www1.dshs.wa.gov/HRSA/SCC/Publications/PierceCo.pdf

(3) Secure Community Transition Facility in King County:

www1.dshs.wa.gov/hrsa/scc/KingCo.htm

2002年にDwyerが亡くなった後、問題はB. Rothstein裁判官に移されたSpecial MasterのJanice MarquesはDwyerが亡くなる少し前に、その職を辞したが、Dwyer裁判官はTuray v. Selingの中で、彼女の果たした役割が、裁判所や当事者、そして一般市民だけでなく、措置入院とSVPと認定された性犯罪者にとっても大変有益であったとして、その業績を高く評価した。

7. その他の方法

1) 住民に対する啓蒙・教育活動

すでに以上のような方策を講じている合衆国においても、登録や地域への通知のみで足りるとは考えていない。これらの手段がどの程度再犯を抑制するかは不明であり、だからこそ複数の手段を併用する必要があり、重要な要素として、住民が安心して生活できるという安心感を与えるには、この地域への通知制度は有用であると考えられている（質問表に対する回答）。だが、この通知制度はその目的が適切に住民に伝わらなければ、過度の自衛活動が行われたり、性犯罪者に対して嫌がらせや報復的行為が行われることにもなりかねないし、実際にその様な事例が報告されている。地域への通知制度の結果、出所者がホームレスになったりすると、事態はさらに悪化するので、出所者が住む地域の近隣の者の理解を得ることは大変重要である。そのために、制度目的を住民に正確に伝える地域住民教育が不可欠である。例えば、ワシントン州では、community (notification) education meetingが地域の啓蒙活動として開かれている。通常、最も多くの者が集まることができ夕刻から始まるが、そこでは立法の経過から始まり、性犯罪者についての様々な統計、性犯罪者の行為態様とそれからの防御の方法などを説明すると共に、実際に性犯罪者に対して行われた犯罪もあげて、住民の健全な理解を図る努力がされてい

る。(もつとも、これは州規模で行われているわけではない。)

2) GPS の利用

GPS はすでに実施され、あるいはこれから実施しようとするところもあるが、広く少年の仮釈放者や保護観察に付されている者に用いられてきている。電波を発信するアンクル・ブレイスレット (ankle bracelet; マーサ・ステュアートの自宅拘禁の場合にも利用された) を性犯歴者に装着させ、GPS で追跡して、その動向を監視するという方法も採られて始めている。ニュー・ジャージー州では、他州での地域への通知制度が十分に機能しておらず、児童の安全が図られない事例が起こっていることを教訓として、州議会は 2005 年 6 月 9 日に GPS による追跡を施行する法律を制定し、8 月 11 日に州知事はその法律の署名をして、この制度が実施されてきている。(Senate Committee Substitute for SENATE, Nos.1889 and 1929, 21st Legislature; Sex Offender Monitoring Pilot Project Act)

この法律は、重大な性犯罪および暴力的性犯罪 (violent sex crimes) を犯した者は、前歴がない者と比較して新たに性犯罪を犯す可能性が 4 倍から 5 倍であり、社会に対して受容できないほどの危険を呈しているとの認定を基礎として、作成された。これは 2 年にわたるパイロット・プログラムであり、これが完了してから 90 日以内に、Chairman of the Senate Parole Board はその効率性について州知事と州議会に報告書を提出しなければならず、このパイロット・プログラムを州全体に渡る制度として維持すべきか否かを勧告することとなっている。このため、300 万ドルの予算が当てられている。

このプログラムの対象者は、Tier 3 に分類された性犯歴者 (有罪判決を宣告された日時には制限されない) だけでなく、過去に SVP として措置入院命令を受けていたが、条件付きで解放されたり、終身観察付き仮釈放 (community or parole supervision for life) で解放されている者、あるいは性犯罪を理由に、非行者 (delinquent) と認定され (その認定を受けた日時には制限されない)、かつ被害者が 18 歳未満もしくは 60 歳以上の者である。Tier 3 に分類された者以外の者については、Chairman は①犯罪の重大性、②被害者の年齢、③強制力や接触の程度、④その他 Chairman が適切を考える要因を考慮して、追跡の対象者とするか否かを裁量で判断できる。(3a(1)(2), b)。

このプログラムでは、いわゆる受動的追跡 (passive/static monitoring: 性犯歴者の行動内容を一日ごとに記録した内容を纏めて一日に一度、追跡するもの) ではなく、積極的追跡 (active monitoring) を採用している。この方法では、10 秒ごとに追跡対象者の居場所が

衛星を通じてコンピュータに送られ、そのコンピュータの受信内容を即時に監視する。そのために、保護観察官は 24 時間態勢で待機し、条件違反があったときには直ちに対応できるようになっている。この追跡には国防省の衛星が使われているため、元々安全保障上の理由から、第三者が許可なくこの衛星通信システムに侵入する場合に備えて、200 から 500 フィートの誤差 (margin of error) が設定されているために、必ずしもピンポイントで対象者の位置が判明するわけではない。

このプログラムの効用として、一つは収容施設に必ずしも身柄を拘束しておく必要が認められない者を釈放して、本来収容すべき者を拘束しておくことができ、この装置を装着させることにより、自分の居場所が常に監視されていることを自覚させて、新たな犯行の動機を抑止できるとされる。また、active monitoring にせよ、passive monitoring にせよ、犯罪が発生されたとされる時点で、対象者の居場所が判明するために、捜査の手段にもなるというものである。

この法律はまた、州仮釈放委員会 (State Parole Board が special sentence of community for life) 即ち終身仮釈放観察 (parole supervision for life) を言い渡された全ての犯罪者に対し、少なくとも年 1 回は、ポリグラフ・テストを課して、リスク管理 (risk management) と治療に必要な情報を入手し、犯罪者の denial mechanisms (自分の行った行為を否定しようとする心的構造) を減少させることを目的とする。但し、この検査費用は犯罪者が支払わねばならないと定められているために、これらの犯罪者が通常的生活費などを得る手段は確保しておく必要があり、そのための支援も必要ということになる。また、このポリグラフ検査の結果は、保護観察や仮釈放の条件違反があったことを証明するためには利用できないことが明記されている。(10) (実施状況については、ニュー・ジャージー州 Division of Parole, Offices of the NJ State Parole Board の Captain Sean Asay との電話での面談による)

他方で、この GPS 装置の限界も知っておく必要がある。衛星との電波のやりとりで位置確認をするために、地形、例えば溪谷や樹木の多い場所では、上空の視界が限られ、衛星が見えなくなると信号が弱くなるし、高層ビルの谷間でも同様の現象が生ずる。また、自動車乗車中も信号が届かなくなるし、厚い雨雲や霧があつたり、雪が降っているときなども信号が届かなくなる。もっとも、これらの難点は、多方向指向のアンテナなど新しい技術で克服されるようになるようである。

最も落ち込みやすい危険は、active monitoring を採用すれば、犯罪を未然に防止できると

いう誤信である。映像で性犯歴者の行動を追跡しているわけではないので、条件違反を犯してアラートが送られなくとも、性犯罪を行うことは可能であるし、条件違反の行為が行われたときに、直ちに関係法執行機関が現場に到着することは不可能であるし、その様な人的・物的資源はない。このような限界を前提として、この GPS 追跡システムは性犯歴者が自宅を出たときに、どのような行動をとっているかについて、重要で具体的な事実を記録・保持するという点で大きな意味があると考えられている。

* この GPS 追跡システムに必要な装置としては、対象者が自宅を離れるときにベルトに付ける GPS tracking unit、信号を送る ankle bracelet、対象者の居所にある充電器、そして中心となる追跡コンピュータ・システムがある。この GPS tracking unit は ankle bracelet から離されてはならず、もし一定の距離で離れたときには、アラートが発信されるし、ankle bracelet も tamper-resistant であって、その機器が妨害されれば、矯正局にアラートが送られる。更に、中心となる追跡コンピュータにより、性犯歴者の立ち入りが許される地域 (inclusion) と許されない地域 (exclusion) を設定することができようになっている。

他方、これらの方法は一見効率がよいようにも見えるが、現実には bracelet を壊したり、それを装着したまま性犯罪を繰り返したりする事例がわずかながら報告されている。また、費用も高くつくであろう。

更には、1日24時間性犯罪者の動向を細部にわたり監視するのが不可能だということになれば、条件違反の有無や薬物、アルコールの乱用の有無など、監視下の特定の行動について評価したり、治療後の性行為などを調べたりするのに、ポリグラフ・テストが使われることがある。しかし、この方法も、これを許す法律や適正な手続が定められていなかったり、試験官が適切な訓練を受けて、それ相当の資格があるのか否かについて疑問が起こる場合がある。

3) 居住禁止地域の設定

性犯罪者の情報登録および地域への通知に加えて、今では各狭い地域で、立ち入り・居住禁止条例 (zoning ordinances) を制定する動きが広がっている。このような条例は、学校や学校バスの停留所、day care center、公園などから 300メートル乃至 600メートル以内に、性犯罪者が立ち入り・居住するのを禁止するものであり、そのために、現在の居所を離れて、このような条例のない小さなコミュニティに移っていく性犯罪者が多くなっている。彼らを選ぶのは、警察がなく、治療や就業その他の支援がないような地域であり、本来治療が必要な性犯罪者まで、

その様な地域に押しやられてしまうおそれがある。住民は性犯歴者を恐れ、そして住民の意向を反映せざるを得ない立法者は、性犯歴者の社会復帰ではなく、処罰と追放を意図する法律を制定して、応えることになる。

4) コミュニティ内監視

その他に、終身社会内監視 (Community Supervision for Life (CSL)) とが終身仮釈放監視 (Parole Supervision for Life (PSL)) という制度を採用するところもある。例えば、ニュー・ジャージー州では、性犯罪者が5年の収監刑を受けたとしても、裁判所は、この犯罪者が反復的、衝動的に性犯罪を行う行動パターンがあるとして、刑期終了釈放時に、裁判所がこの者に CSL を言い渡した事例がある。³⁹ また、ワシントン州では、RCW9.94A.712(1)(a)(i) もしくは(ii)、あるいは RCW9.94A.030(32)(b)に定める犯罪で有罪判決を受けた者について、犯罪に対応した最長刑と同等の最大限の不定期収監刑を科さなければならず、Class A の犯罪やその他の重大な重罪 (serious felonies) の法定刑は終身刑であるが、一般にこれらの性犯罪者は釈放を求める資格があり、その場合には、収容施設で治療を受けて、その後に釈放されることがある。その場合でも、法定刑の最大限の期間、社会で監督 (supervision) を受けることになるし、重大な性犯罪者については、この community supervision が終身継続されることになる。⁴⁰ これらの場合には、監督条件に違反すれば、再度収監されることになる。

5) 性犯罪者の治療

刑事施設 (correction center) 内での性犯罪者の治療については、グループ・セラピー、心理-教育の授業 (psycho-educational classes)、行動治療 (behavioral treatment)、ドラマ・セラピー (drama therapy)、家族を含めての治療 (family involvement) などがされている。

更には、身体の成長・行動などの生理的過程に影響を与える物質であるホルモンなどが治療に使われてきている。1940年代後半から50年代初期にかけては、女性の性ホルモンとして、例えばエストゲン (estrogen) が使われたし、60年代にはいと精神安定剤 (tranquilizers) が使われた。

大部分の治療提供者 (treatment providers) は医師 (physicians) ではないため、医師と協力して、処方薬を使うことにより、逸脱した性的興奮 (deviant sexual arousal) を抑える方法を探った。この逸脱した性的興奮を性犯罪者が抑える手助けとして使われているのが、セロトニン再取り込み反応抑止物質 (selective serotonin reuptake inhibitors

(ssri's)) である。これらは通常、鬱病や過度の強迫神経症の治療に使われる処方薬である。これらの薬剤は精神治療に使用するのだが、性衝動 (libido, sexual urges) を抑え、攻撃性を減少させる目的で、性犯罪者にも使用されている。ssri's はこのような効果を持つために、現在のところ、もっともよく使用されるものである。また、これらの薬剤は医師が利用経験の多いものであり、従ってほとんど躊躇せずに利用されている。このように、性犯罪者に対して使われる薬剤は上記のような症状に使われる薬剤と同じものであり、医師がよく使っているものである。

他に、性犯罪者の治療によく使われる薬剤として、抗アンドロゲン (antiandrogen; 男性ホルモンであるアンドロステロンやテストステロンを抑える物質) として知られている薬剤がある。これらの薬剤は男性の睾丸を物理的に除去したのと同様に、男性のテストステロンを減少させるために、『化学による去勢』(chemical castration) と一般に呼ばれている。これは、性的欲求抑止物質ともいえるもので、全ての欲求を抑えるものではなく、性犯罪者がその性行動を抑えるのを容易にする効果を持つ provera や lupron などの抗アンドロゲン薬剤を摂取すると、勃起はあり、性的絶頂は起こるのだが、その動機付けが相当に減少する。だが、これらの薬剤は、体重を減量したいとの動機で減量薬を摂取して初めて効果があるのと同様に、性犯罪者の場合も、性犯罪を犯したくないという動機付けがある者に使用して初めて効果がある。そのために、これらの薬剤は、性犯罪者の認知・行動治療 (cognitive, behavioral treatment) と共に使う必要がある。

ssri's と異なり、provera や lupron を医師が処方する場合に、2つの問題がある。一つは、副作用が多いことである。もう一つは、連邦医薬局 (FDA) の認可の問題である。ssri's は FDA が認可していない薬物であるが、精神医療のために広く使われているために、抗アンドロゲンほどには問題となっていない。この抗アンドロゲンは、性犯罪者に対する治療薬としては認可されていないために、医師が処方することは ssri's と比べて少ないし、医師自身これらの薬物を処方する場合には、通常の臨床医療の枠から大きく離れるものと考えている。医師が特定の目的で、無認可薬物を処方することは、不適切でも、倫理違反でも、希有なわけでもないが、FDA がその利用を認可していない場合には、相当大きな危険があるといえる。

薬剤の処方については、処方に従って摂取することが不可欠であるが、このような薬剤の効果は市販のステロイド系ホルモンの摂取により、効果がなくなるというのが大きな問題である。減量薬の場合と同じであるが、この点でも治療を受ける者の意志が重要な鍵となる。性犯罪者がこのステロイド系ホルモンを摂取しているか否かは、不意打ちでの尿検査しかない。

更に、ドイツでの研究であるが、酢酸シプロテロン (cyproterone acetate (cpa)) や酢酸メドロキシプロゲステロン (medroxyprogesterone acetate (mpa)) などの抗ホルモン物質だけでなく、黄体ホルモン放出ホルモン・アゴニスト (作用薬) (luteinizing hormone-releasing hormone agonists (lhrh agonists)) が、性倒錯者や性犯罪者に対して肯定的な効果を持つとの結果が報告されている。この研究報告の著者は、cpa と lhrh agonists の副作用、禁忌 (contraindications) そして監視 (monitoring) の適用計画 (protocol) を表し、性倒錯者の、区別の目安となる (differential) 薬剤治療の段階的手順 (algorithm) を開発している。

別の研究では、酢酸シプロテロンと酢酸メドロキシプロゲステロンは抗アンドロゲンで、比較的少量に用いることで初めて効果を発揮するが、いくつかの激しい副作用を持つために、その利用は限定されてきている。向精神薬は、過度の強迫神経症の部分に対して、男性にのみ効果を持つ。しかし、結果が一貫せず、性倒錯症状を永久に根絶することができないために、それらの薬剤を性倒錯者に対して利用することには、大きな論争がある。

長期間効果が持続する、ゴナドトロピン (性腺刺激ホルモン) 放出ホルモン作用薬 (gonadotropin-releasing hormone (gnrh)) agonists 類似体 (analogues) は、もっとも潜在的効力のある抗アンドロゲンであり、全く逆の形で testosterone の分泌を抑える。これらの薬物は 1 ヶ月から 3 ヶ月の間に 1 回、注射により投与され、副作用が最も少ない。この gnrh 作用薬類似体は、心理療法と一緒に使われれば、いくつかの性倒錯の態様 (小児性愛、露出症、覗き症) を抑えるのにもっとも効果があり、今後の有望な治療方法と考えられている。被験者の数を多くし、二重盲検法 (double blinded) による慎重な研究が必要とされる。(薬剤治療については、Scott Matson 氏の説明および彼の送付資料による)

8. これまでの研究成果

2006 年 1 月に、ワシントン州公共政策研究施設 (Washington State Institute for Public Policy (WSIPP)) は、全米各地での研究成果をまとめて、いかなるプログラムが効果があるのか否かを発表した。(Steve Aos, Marna Miller, and Elizabeth Drake, Evidence-Based Adult Corrections Programs: What Works and What Does Not) 以下に、性犯罪者に対するプログラムとその再犯抑止効果を示しておく。

①性犯罪者の心理療法/カウンセリング (Psycho therapy/Counselling for Sex

Offenders)

自己洞察を目的とした個人/集団のセラピーやカウンセリングでは、再犯率の減少はないことが示されている。

② 刑務所内での、性犯罪者の認知-行動治療 (Cognitive-Behavioral Treatment of Sex Offenders in Prison)

5カ所のプログラム全体を通じてみると、このプログラムでは14.9%の再犯率の減少が見られる。

③ 近隣地域内の性犯罪者の認知-行動治療 (Cognitive-Behavioral Treatment of Sex Offenders on Probation)

保護観察に付される者は刑事施設収容者と比べて、軽い犯罪で有罪認定を受けているわけだが、6つの徹底した研究によれば、このプログラムは再犯率を大きく減少させるもので、この分析の中でもっとも大きな効果を持っている。

④ 性犯罪者の行動治療 (Behavioral Treatment of Sex Offender)

2つの徹底した研究によれば、逸脱した性的興奮を抑え、適正な年齢の人間と交流するのに必要な技術を身に付けさせることを目的とした行動療法は、それだけでは再犯を減少させるものではないことが示されている。

⑤ 電子装置による行動監視 (Electronic Monitoring)

電子監視装置を使った犯罪者(性犯罪者には限定されていない)の監視の効果については、一つの研究しかないが、平均して再犯を減少させるものではないということが示されている。

今後の調査が待たれるものとしては次のようなプログラムがあげられている。

① 地域内集中監督 (Intensive Supervision of Sex Offenders in the Community)

このプログラムは、全てイリノイ州で行われたものであり、性犯罪者との頻繁な面接、家庭訪問と調査 (inspection) と治療を含む4つの county での再犯結果は大きく異なっており、そのために、各地域での特徴を調べてみる必要がある。

② 性犯罪者の薬剤治療 (Medical Treatment of Sex Offenders)

このプログラムには去勢とホルモン治療があるが、倫理問題も関係するために評価を行うのが大変難しい。この唯一の研究では、去勢を望んだ者と、それを望んだが手術は受けなかった者が比較されたが、去勢された性犯罪者について、再犯率が大きく減少した。

③ 支援と社会的責任感を高めるサークル (Circles of Support and Accountability (COSA/Faith-Based Supervision of Sex Offenders))

このプログラムはカナダのメソナイト教会派の人々から始まったもので、5名の素人の篤志家が、地域の専門家、とりわけ心理学者、警察、矯正職員そしてソーシャル・サービス・ワ

一カ一の支援の下で、毎週性犯罪者に面会したり、連絡を取り、更に毎週全員が集まるという方法を採用。このプログラムの唯一の評価では、31.6%の再犯率の減少が見られた。

WSIPP は 2006 年 10 月に、この分析を進めて、それぞれのプログラムについてコスト・ベネフィットの視点も含めた分析結果を発表する予定である。

9. 結論に代えて

合衆国で性犯罪者対策が制度として大きく展開され始めたのは 1980 年代の終わり頃からであり、全米にわたって統一的な対策の必要性が認識され、制度が整備されたのは連邦法としての、1994 年の Wetterling Act、1996 年の Megan 法、そして Lychner 法である。これらの法律を通じて、合衆国は性犯歴者に登録義務を課し、その情報の通知制度を採用することを選択した。この登録義務は単に各州での法律施行後に、性犯罪で有罪とされた者だけでなく、それ以前にも性犯罪で有罪判決を受けた者にも、一定の日時以後の登録義務を課し、この登録義務に違反した場合には、それ自体を犯罪として処罰の対象とした。従って、性犯罪を行った者は原則として例外なく、法執行機関に登録されることになる。これは、性犯罪がとりわけ社会の弱者に向けられ、しかもそれが個々人の心身に大きな傷を負わせることから、性犯罪に対するこれまでの受動的、個別的な対応から、積極的な対応に変わってきている。合衆国は二重主権国家であるために、連邦と州との権限の相克が独立して以来存在しているが、連邦補助金の配布の多寡を手段として最低限の制度を全米にわたって施行していることは、連邦政府や性犯罪者対策に積極的であったニュー・ジャージー州やワシントン州のようなところだけでなく、全州および属領にまで、その制度を拡大して、性犯罪とりわけその再犯を積極的に阻止しようという強い決意の表れといえる。ある者が初めて犯罪を犯すのを阻止することは、人間の行動を予見することができない限りは、相当に困難であるということになれば、少なくともその再犯を予防することに十分な配慮がされ、そのための手段が講じられなければならない。

性犯罪とはいっても様々な態様があり、そのために性犯歴者の対策を樹立するときには、周到・慎重な分類が必要であろう。これは単に犯罪自体の重さに応じて段階的に処罰を定めるだけではなく、合衆国の例に見られるように、その後の処遇や再犯防止の手段をどのようなものにするかを定めるためにも不可欠である。上に見た各州の危険度査定項目に、性犯罪者の初犯時の年齢が入っていることから推測できるように、軽い性犯罪であっても、早期の介入により、将来同種の犯罪を繰り返したり、より重大な犯罪に発展することを防ぐことが可能となるであろう。犯罪の程度に応じた、段階的処罰と段階的処遇がどうしても必要となる。この点では、非行・犯罪

少年への対応とパラレルに考えることができる。

合衆国で法執行に携わっている人々は、地域への通知が有用な手段であることを認めている。自分の住んでいる地域でどのような犯罪が起こり、どのような犯罪者が住んでいるかは、警戒したり、安心感を得る上では必要であり、その意味で政府と市民は犯罪者についての情報を共有する必要はある。上述したように、この地域への通知により再犯がどの程度抑制されるかは明らかではない。だが、この情報が通知されることにより、市民・住民がどのように身を守ったり、警戒したらよいのか、性犯歴者の支援をどのように行うべきかを知る資料を提供するのであれば、それは1つの長所として認めざるを得ないであろう。他方で、性犯歴者に対して、その情報が無制限に開示されてもよいということにはならない。刑拘禁施設への長期収容が必ずしも良好な結果をもたらすわけではないということになれば、性犯歴者が社会の中で自立して生活しなければならないことを正面から認めた上で、再犯に走らない方策を講ずる方が得策である。また、性犯歴者に危害が加えられることも防止しなければならない。この住民・市民の利益と性犯歴者の情報の保護との調整を図る方法として考えられたのが、社会に解放することができるけれども、再犯の可能性が高いと認められる者についてのみ、一定の範囲でその情報を公開するという方法である。

そこで、この再犯の危険性を測る尺度として重要な道具が、再犯危険度査定である。このスケールの査定要因としては、長い目で見た再犯の可能性を予測するもの (risk prediction) と短期間での個々の具体的な性犯罪者の変化に対応するもの (risk management) の両方が含まれる。前者については、経験に基づき、科学により検証された道具による予測を行おうとするものであり、性犯罪の再犯の危険性と統計的相関関係を持つ危険要因が含まれている。後者については、性犯歴者については個別具体的な特徴があるとの前提に立ち、性犯歴者に直接接する者、例えば、保護観察官、治療にあたる専門家、法執行官などが考慮しなければならない項目が含まれる。このような要因を発見・特定するためには、心理学、精神分析、精神病理、認知行動学などの専門家の手助けが必要となる。更には、犯罪者の処理に実際に当たっている実務家の専門知識も必要となる。

合衆国においては、いかなる要因を再犯危険度査定の要因とするかについては、確立した基準があるわけではなく、現在様々な研究機関で研究が行われており、その研究成果を受けて将来修正がされていくだろうと思われる。基準を設定する機関として、立法府、矯正局や法執行機関などの行政部門、あるいは特別な組織がある。たとえば、ワシントン州での再犯危険度査定基準について、WSIPPのディレクターである Roxanne Lieb 氏は、危険予測としては余り優れた基準で

はないと考えている。また、Lieb氏によれば、性犯罪者の再犯危険の予測力を増加するためには、性犯罪だけを考慮に入れるのではなく、粗暴犯(violent offenses)も考慮に入れることが不可欠であるとする。(Lieb氏から筆者へのe-mail)この危険度査定の道具として、性犯罪者に関する情報が少ない場合には上記のRRASOR(Rapid Risk Assessment for Sex Offense Recidivism)を使うことができるし、十分な情報ある時には、VRAG(Violence Risk Assessment/Appraisal Guide)やSORAG(Sex Offender Risk Appraisal Guide)などの道具を使うことができるとされている。また、リスク・レベルの変化を計る道具としては、SONAR(Sex Offender Need Assessment Rating)が使われている。

上記の再犯危険度査定と同時に、臨床診断(clinical diagnosis)、例えば精神能力、刑事責任能力の診断と臨床治療、つまり性犯歴者の個別具体的な治療の内容評価も必要となる。⁴¹これらの査定の結果は、適正手続の要請として、裁判所で争う途を開いておく必要がある。上記のように、ニュー・ジャージー州では再犯危険度査定は、適正手続を確保するとの見地から検察官が行うが、その判断は裁判所の審査に服するのであり、とりわけTier 3に入ると判断された性犯歴者については、その情報の開示の範囲が広がることもあり、周知な手続が定められている。

措置入院命令については議論が多いところであるが、重大な性犯罪を犯したが、精神異常・人格障害等の理由で有罪ではないとの判決が下された場合、その犯罪者を社会に開放するのは、その者が再度の被害者を出してはならないとの観点から見て妥当ではなく、措置入院という制度は必ず考えておかなければならないものである。ここでの収容が懲罰的な性格を持つと憲法違反の問題も出てこようが、合衆国最高裁の判例のいうように、治療の性格を併せ持つのであれば、措置入院の目的と手続は行政上、非刑事のものであるとの理由で、その様な批判は回避できるであろうし、更にはワシントン州でのSVP法のように、一定期間毎の裁判所の審査を受けなければならないことにすれば、なお憲法の基準を充足するのではないかと思われる。我が国では心神喪失医療観察法⁴²があるために、これを適宜修正して利用することができる。この点では、被害者への通知のみでなく、被害者保護代理人(victim advocates)などを置くことも考えてよいと思われる。性犯罪被害者については、その必要性はなおさら高いといえよう。

性犯罪者対策として以上のように、合衆国では様々な方法が提案、実行されてきており、この状況自体が、一つの方法で決定的な効果を持つものではないことを示している。2005年12月にWSIPPが発表した、地域への通知についての効果についても(Sex Offender Sentencing in Washington State: Has Community Notification Reduced Recidivism?),『1997

年の法律の制定以来、性犯罪者の再犯率は減少しているが、その原因が地域への通知制度にあるかどうかは、この研究では実証されていない。全米にわたっての犯罪率の減少、性犯罪者の収監の増加なども関係しているかもしれない。しかし、性犯罪者の再犯率が減少している以上、地域への通知制度の影響があるとの見方は排除できないであろう』と記されているように、個別の方法についてその効果が研究されることで、どのような組合せが適切なかが明らかになってくるように思われる。

性犯罪は社会の弱者を標的にした卑劣な行為であり、被害者に大きな心的・身体的被害をもたらすものであり、その対策は急を要する。社会はどこでも、厳罰を支持する傾向にあるといわれているが、性犯罪者に対する刑の重さを考える場合でも、シアトル市警察警部口バート・シリング氏の次のようなコメントが参考となるであろう。すなわち、ワシントン州では、現在小児に性的暴行を加え、しかも加害者が被害者と何の関係もない者であるときには、短期 25 年、長期終身の範囲で刑を科すようにする立法が検討されている。刑を重くしすぎると、犯罪者は子供や目撃者を殺害してしまう方が得策だと考え、それを実行するようなことがあり得る。また、性犯罪者の 90% 以上は、被害者と何らかの近い関係があるという事実も忘れてはならない。そのような場合、被害者は加害者が罰を受け、治療を受けてもらいたいと思うが、もし被害者たる子供が刑が重すぎる（たとえば、5 年から 7 年の収監刑を超える刑）と考えるときには、捜査官に事実を話すのをためらう傾向が見られる。自分の父親や母親、親類が長い間居なくなってしまうことには、抵抗を感ずるのである。(Shilling 氏から筆者への e-mail)

Shilling 刑事のこのような言葉は、成人が何らかの関係にある児童に対して性犯罪を行ったときの、犯罪の発覚、解明、処罰のきわめて難しい側面を言い当てている。このような犯罪者は、児童との関係を利用して犯罪を行い、しかも児童はその犯罪を誰にも打ち明けることができないだろうとの心理作用を利用しているからである。

2006 年 3 月 10 日の San Jose Mercury News (新聞) は、" A Street of Sad Memories " と題して、カリフォルニア州 Sunnyvale で起こった 14 歳の少女の自殺とその自殺がコミュニティの崩壊にまで至ったことを伝えている。この少女は、母親の婚姻関係から叔父となった Dick Stone から数年にわたり性的暴行を受け、2002 年に " Dick に訊いて " と書き残して自殺した。その後、Desparate Housewives というテレビ・シリーズで主演をしている Teri Hatcher は、秘かに自分もこの Stone から暴行を受けていたことを警察に伝え、この者は逮捕され (逮捕時 63 歳、但し逮捕後保釈された)、14 年の収監刑を受けた。Hatcher がこの事実をある雑誌のインタビューで明らかにしたことをきっかけにこの記事が書かれたが、その記事に

よれば、この少女の自殺の後、いたたまれなくなって、この地から離れていく家族が増え、子供が通りで遊ぶ姿もなくなり、コミュニティがなくなってしまった。少女の住んでいた家もなくなり、空き地だけが残っている。何も知らずにこの地に移り住んできた人々は、以前から住んでいる人々には懐疑の目で見られ、なかなか隣人として受け入れてもらえなかった。長い間安全と考えられ、隣人同士が親しい付き合いをしていたコミュニティは、このように容易に崩壊してしまうことをこの記事はよく示している。

他方で、児童の自殺という悲劇によってしか、犯罪が明るみに出ないことがあることを考えると、児童が躊躇することなく相談できる者を見つけることができるような制度を構築することが不可欠である。上記の事件が、犯罪被害者からの相談を受けたり、その支援を行う victim advocates の制度が拡充されてきている合衆国で起こったことを考えると、このような制度構築は容易ではないであろうが、さけては通れない問題である。児童が羞恥心の故に、自殺によってしかその苦悩を表現できないような社会は、およそ健全な社会とは呼べないであろう。

また、刑期が終了すれば釈放するというのではなく、収容施設内での教育、治療が大きな意味を持つと共に、収容施設からの釈放、あるいは保護観察の終了後も、その者の行動の監視を様々な手段で行うと同時に、社会内での性犯歴者に対する支援体制も整える必要がある。ニュー・ジャージー州での調査のときに言われたように、出所した性犯歴者が定住地を見つけ、再犯をさせずに社会に再組み入れできるようにするにはどうしたらよいかを考えながら、これから様々な部分で法律や制度の改正が行われていくであろう。zoning を設定することにより、性犯罪者が安定した住居を見つけられず、上に述べたような場所に移り住んでいくようなことは悪循環とも思われ、そのような状況は政策的に回避するような配慮が必要であろう。唯一の効果的な対策が何かを確定できない以上、複数の方策を併用する以外に選択の余地はないといってよい。合衆国の制度はまだ始まった初期の段階であり、これから様々な側面で手直しがされていくであろうが、少なくとも我が国が一体どのような方向に進むべきかを考える上で、参考に値するものと考えて、この論考でその一端を紹介したのであり、その目的が果たされれば幸いである。

以上

¹ §14071(g)(2)(A)

² この部分の説明は、USCA Title 42, Chap. 136 - Violent Crime and Law Enforcement,

Subchapter VI - Crimes Against Children. §14071 Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Program によって

³ (a)(1)(A)

⁴ (b)(6)(A)

⁵ (b)(6)(B)(i)(ii)(iii)

⁶ (a)(2)(A). Section 115 of the General Provisions of Title I of the Departments of Commerce, Justice, and State, the Judiciary, and Related Agencies Appropriations Act of 1998 (CJSA)により, SVP の要件を強化することが定められた。それと同時に, 連邦職員, 軍人, および住民とはなっていない学生にも登録義務が課せられた。

⁷ (a)(3)(A)(i)~(ix)および(a)(3)(A)(I)(II)

⁸ (a)(3)(C)(D)(E)

⁹ (b)(1)(A)(i)

¹⁰ (b)(1)(A)(i)~(iii), (a)(3)(F)

¹¹ (b)(3)(A)

¹² (b)(3)(B)

¹³ (b)(4)

¹⁴ (b)(5)

¹⁵ (b)(6)

¹⁶ (b)(6)(A)

¹⁷ (b)(6)(B)(i)~(iii)

¹⁸ (b)(7)(A)(B)

¹⁹ (c)

²⁰ (d)

²¹ (e)(1)

²² (e)(2)

²³ (2)(A)

²⁴ (2)(B)

²⁵ Megan's Law; Final Guidelines for the Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act, As Amended. Department Justice [Attorney General's Order No.2196-98] Federal Register Vol.64, No.2 Jan. 5 1999, at 13

²⁶ (i)(1)

²⁷ (i)(1)(A)

²⁸ (i)(1)(B)(i)

²⁹ (i)(1)(B)(ii)

³⁰ (i)(2)(A)(i)

³¹ 各州がこの NSOR に加わらなければならない義務は, 上記注 6 の CJSA による修正により, 付け加えられた。

³² (b)(2)(A)

³³ www.nsor.gov/→national search 参照

³⁴ Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, 42 U.S.C. §14071

³⁵ New Jersey Code of Criminal Justice, Chap.7. Registration and Notification of Release of Certain Offenders 2C:7-2b

³⁶ 同 2C:7-2e

³⁷ Revised Code of Washington §71.09, 1990

³⁸ 521 U.S. 346 (5 対 4)

³⁹ Kimball Hunt vs. Supervisor of Elections of Gergen County, Superior Court of New Jersey (November 7, 2005)

⁴⁰ Sex Offender Sentencing: Sentencing Guidelines Commission 2004

⁴¹ An Overview of Sex Offender Management, CSOM, 2002

⁴² 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律, 平成 15 年 7 月 16 日法律第 110 号

参考資料

Center for Sex Offender Management

- Community Notification and Education, April 2001
- Community Supervision of the Sex Offender: An Overview of Current and Promising Practices. Jan. 2000
- Sex Offender Registration: Policy Overview and Comprehensive Practices. Oct. 1999
- An Overview of Sex Offender Management. Jul. 2002
- Compendium of OJP-Sponsored Projects Relating to Sex Offenders. Feb. 1999
- Case Studies On The Center For Sex Offender Management's National Resource Sites (2nd Edition, Revised April 2001)

Levenson, J.S., Policy Interventions Designed to Combat Violence: Community Notification and Civil Commitment (2003). Journal of Child Sexual Abuse, Vol.12, No.3/4, 2003, pp17-52

Matson, S. with Lieb, R., Sex Offender Registration: A Review of State Laws (Revised July 1996), Washington State Institute for Public Policy

Lieb, R. and Matson, S., Sexual Predator Commitment Laws in the United States: 1998 Update (1998) Washington State Institute for Public Policy

Lieb, R. & Matson, S., Sexual predator commitment laws in the US. (2000) Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy

National Sex Offender Registry; NCIC Convicted Sex Offender Registry File and IAFIS SOR Notice. United States Department of Justice, Criminal Justice Information Services Division

Hendricks, S., Sex Offender Classification Hearings (March 18, 1999) The Legal Aid Society

Memorandum, April 23, 2002. State of New York Office of Court Administration
New Jersey Code of Criminal Justice

Attorney General Guidelines for Law Enforcement for the Implementation of Sex Offender Registration and Community Notification Laws, Jan. 2005

New Jersey Registrant Risk Assessment Scale Manual. Jun. 1998

U.S. Department of Justice (1999, Jan. 5). Megan's Law; Final guidelines for the Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act, as amended. Federal Register 64(2), 572-587

Lieb, R., After Hendricks: Defining Constitutional Treatment for Washington State's Civil Commitment Program, Ann. N.Y. Acad. Sci. 989:474-488 (2003)

Washington State Institute for Public Policy, Involuntary Commitment of

Sexually Violent Predators: Comparing State Laws (March 2005)

Harig, T.J., Juvenile Electronic Monitoring Project: The Use of Electronic Monitoring Technology on Adjudicated Juvenile Delinquents. Bureau of Research & Evaluation, New York State Division of Criminal Justice Services, Feb. 2002

English, K., Pullen, S., & Jones, L., Managing Adult Sex Offenders in the Community - A Containment Approach. National Institute of Justice Research in Brief. Jan.1997

National Conference on Sex Offender Registration, Bureau of Justice Statistics, Department of Justice. 1998

City murder probe continues; Vigilantism not ruled out, www.bellinghamherald.com

Council on Sex Offender Treatment; Texas Sexually Violent Predator Act, Updated on June 2005

Offender Supervision with Electronic Technology, American Probation and Parole Association (2002)

Wash. Man Says He Killed Child Rapists, Associated Press, Sep 7, 2005.

36歳の男が、2名のレヴェル3に分類されていた性犯歴者を射殺した事件。

Robert Shilling, Sex Offender Management; Sex Offender Registration and Community Notification (on file with the writer)

Connecticut Depart. of Public Safety v. John Doe, 538 U.S. 1 (2003)

Schram, D.D. & Milloy, C.D., Community Notification: A Study of Offender Characteristics and Recidivism, Washington State Institute for Public Policy (October 1995)

Wayne A. Logan, A Study in "Actuarial Justice": Sex Offender Classification Practice and Procedure (<http://www.sexcriminals.com/library/doc-1001-1.pdf>)

再犯危険度予測の道具に関しては以下の文献を参照。

Hanson & Bussiere, Predictors of Sexual Offender Recidivism: A Meta-Analysis (Public Works and Government Services Canada)

Hanson & Harris, The Sex Offender Need Assessment Rating (SONAR): A Method for Measuring Change in Risk Levels (Public Works and Government Services Canada)

Harris and Hanson, Sex Offender Recidivism: A Simple Question (Public Safety and Emergency Preparedness Canada)

Hanson, The Development of a Brief Actuarial Risk Scale for Sexual Offense Recidivism (<http://www.sgc.goc.ca>)

Lin Song, Roxanne Lieb, Recidivism: The Effect of Incarceration and Length of Time Served (WSIPP)

Ariel Rosler, M.D and Eliezer Witztum, M.D., Pharmacotherapy of Paraphilias in the Next Millennium, Behavioral Science and the Law Vol.18: 43–56 (2000)

A, Hill, P. Briken, C. Kraus, K. Strohm, W. Berner, Differential Pharmacological Treatment of Paraphilias and Sex Offenders, International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology, 47(4), 2003, 407--421